

1 監査対象事項

山梨県の実施する高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業に係る事務の執行及び事業の管理について

2 監査の結果に関する報告の公表

平成27年4月30日付け山梨県公報号外第34号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 介護福祉士等修学資金貸付事業について（指摘事項）</p> <p>返還義務のある被貸与者に対する督促や現状確認を2年超の期間にわたり実施していない貸付けが複数存在している。今後、残高のある被貸与者について現況の再調査を実施する必要がある。</p> <p>さらに、返還義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールを整備し、当該規程等にのっとり債権回収に向けた手続を実施すべきである。</p> <p>加えて、住所等不明な案件については、一定の調査を行ってもなお不明な場合には、速やかに不納欠損処理を実施するよう規程やルールを定め、回収が不可能と判断される貸付けに関しては速やかに不納欠損処理（回収不能処理）を行うべきである。</p>	<p>貸付金残高のある被貸与者のうち現状確認を実施していなかった6名について再調査し、その全員について返還債務の全額免除又は一部免除の手続を行う旨の了承を得た。早期の手続完了に向け、当該被貸与者への指導及び支援を継続して行っていく。</p> <p>今後、被貸与者に対する現状確認等の対応を適切に行うため、新たに貸付事務処理に係る手順書を作成し、これに基づき遺漏なく手続を進めていくこととした。</p> <p>また、回収の見込みのない債権については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき、適正に不納欠損処理を進めていく。</p>
<p>2 やまなし子育て支援プラン進捗状況の開示について（指摘事項）</p> <p>次世代育成支援対策推進法では、都道府県行動計画に基づく措置の実施状況を毎年少なくとも1回公表することとされており、やまなし子育て支援プラン（後期計画）の進捗状況が山梨県ホームページ上に掲載されているが、平成22年度以降の進捗状況が掲載されていなかった。県のホームページは重要な公表</p>	<p>県ホームページ内の「やまなし子育て支援プラン（後期計画）実施状況」のページについて、平成26年11月に速やかに最新情報に更新した。</p> <p>今後は、遅滞なく最新の進捗状況を掲示するよう努めていく。</p>

手段の一つであり、適時に進捗状況を揭示しなければならない。

3 指導監査結果の根拠の明確化について（指摘事項）

実地調査時の事実確認において、社会福祉法人から入手した事前回答と実態が整合していないことを識別しつつも、それを調書に適切に記録していない状況と、文書指摘及び口頭指導を裏付ける証拠書類が調書として十分に保全されていない状況が見受けられた。

文書指摘及び口頭指導の結論に至る経緯、根拠を客観的な事実をもって関係者等に明確に説明できるよう、指導監査の実施状況を適切に調書に記録するとともに、必要に応じて根拠となる関係書類の写しを入手・保存するなど、結論に至る過程を適切に記録、保存しておくべきである。

4 文書指摘と口頭指導の判定誤りについて（指摘事項）

平成25年度の指導監査において、非正規職員に年次有給休暇が付与されていない点について口頭指導で対応しているが、法定の年次有給休暇が付与されていないことは、手引において文書指摘として評価することとされていることから、当該事項は文書指摘として指導すべきであった。

5 県営住宅における防火管理者の不在について（指摘事項）

県営住宅の管理については住宅供給公社に業務委託され、消防法で要求される防火管理者も公社の職員で防火管理者の資格を有する者が担当していたところ、有資格者が退職したため平成25年4月

監査対象の社会福祉法人等が作成し、事前提出する監査資料の一部に誤記があり、実態と整合していないような場合については、実査の際に事実確認を踏まえて監査資料を訂正していく。

また、文書指摘等の根拠となる資料については、漏れのないよう徴取し、指導監査後の復命の際にも点検していく。

文書指摘等の指摘区分については、「社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き」にのっとり厳格に適用していく。

なお、改善中の場合や特別な事情により改善が遅延している場合等により文書指摘事項を口頭指導事項に扱う際には、復命書類に判定理由等を明記していく。

県営住宅の管理を行っている住宅供給公社の職員3名が、平成26年12月末までに防火管理者に必要な資格を取得した。

今後、消防機関との協議を経て、有資

1日より防火管理者が不在の状態となったが、県及び公社による確認が十分でなく、補充は行われなかった。

高齢者を含む県営住宅の居住者が安心・安全に暮らせるよう、早期に資格を有する防火管理者を設置し、十分な管理を行うことが必要である。

格者から防火管理者を適切に定め、選任届出書を適時に提出していく。